

競争参加資格者指名停止等措置要領について

平成 22 年 9 月 21 日

22-C-7

理事長発 各部（室）長・日本語国際センター所長・
関西国際センター所長・京都支部長・各海外事務所長あて

標記について、下記のとおり定めたので通知する。

記

（趣旨）

第 1 この要領は、独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）が、基金の契約に係る指名停止等の措置を決定する場合に必要な事項を定めるものとする。

（指名停止）

第 2 契約担当職である理事（以下「契約担当理事」という。）は、競争参加資格者（競争参加者資格審査事務等の取扱いについて（平成 15 年 10 月 1 日付通達 15-C-10）第 10 に規定する競争参加資格者名簿に記載された者をいう。以下同じ。）が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該競争参加資格者について指名停止を行うものとする。

2 契約担当理事は、前項の規定により指名停止を行う者に会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条に規定する親会社及び子会社が存在する場合は、その親会社及び子会社に対しても同様の措置を行うことができるものとする。

3 契約担当理事は、前 2 項の規定のほか、第 1 項の規定による指名停止の効果を実効あるものとするため、必要と認めるときは、当該措置要件に関して相当の資本的又は人的関連が認められる者について、同様の措置を行うことができるものとする。

4 契約担当理事が第 1 項の規定により指名停止を行ったときは、独立行政法人国際交流基金会計規程第 4 条に規定する契約担当職及び会計職（以下「契約担当職等」という。）は、契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る競争参加資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る競争参加

資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第 3 契約担当理事は、第 2 第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき競争参加資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 2 契約担当理事は、第 2 第 1 項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の競争参加資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 契約担当理事は、第 2 第 1 項又は前 2 項の規定による指名停止に係る競争参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第 4 競争参加資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 競争参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の 2 倍（当初の指名停止の期間が 1 か月に満たないときは 1.5 倍、別表第 18 号の措置要件に該当することとなったときは 2.5 倍）の期間とする。
- (1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 1 か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第 9 号から第 10 号まで又は第 11 号から第 18 号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後 3 か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第 9 号から第 10 号まで又は第 11 号から第 18 号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 契約担当理事は、競争参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前 2 項及び第 5 第 1 号から第 3 号までの規定による指

名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 契約担当理事は、競争参加資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を越える場合は36か月）まで延長することができる。
- 5 契約担当理事は、指名停止の期間中の競争参加資格者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各号及び第5に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 契約担当理事は、指名停止期間が満了した競争参加資格者について、別表第18号に該当し、かつ、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 7 契約担当理事は、指名停止の期間中の競争参加資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該競争参加資格者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5 契約担当理事は、第2第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、競争参加資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には指名停止の期間を加重するものとする。また、別表第18号の措置要件にも該当することとなった場合には、指名停止の期間を更に加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は基金の役職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、競争参加資格者が当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第12号、第15号、第17号又は第18号に該当したとき

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(2) 別表第 11 号から第 18 号までに該当する競争参加資格者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)

それぞれ当該各号に定める短期の 2 倍の期間

(3) 別表第 11 号から第 13 号まで又は第 18 号に該当する競争参加資格者について、独占禁止法第 7 条の 2 第 6 項の規定の適用があったとき(前 2 号に掲げる場合を除く。)

それぞれ当該各号に定める短期の 2 倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成 14 年法律第 101 号)第 3 条第 4 項に基づき各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第 11 号から第 13 号まで又は第 18 号に該当する競争参加資格者に悪質な事由があるとき(第 1 号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。)

それぞれ当該各号に定める短期に 1 か月を加算した期間

(5) 基金又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 第 1 項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第 96 条の 3 第 2 項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第 14 号から第 18 号までに該当する競争参加資格者に悪質な事由があるとき(第 1 号又は第 2 号の規定に該当することとなった場合は除く。)

それぞれ当該各号に定める短期に 1 か月を加算した期間

(指名停止の措置対象地域の特例)

第 6 契約担当理事は、競争参加資格者が別表第 6 号又は第 8 号の措置要件に該当する場合において、当該競争参加資格者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、区域の一部を限定して指名停止を行うことができる。

2 契約担当理事は、別表第 6 号又は第 8 号の措置要件に該当し指名停止の期

間の競争参加資格者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかとなったときは、当該競争参加資格者について指名停止の措置対象区域を変更することができる。

(指名停止の通知)

第7 契約担当理事は、第2第1項若しくは第3各項の規定により指名停止を行い、第4第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第6第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第4第7項の規定により指名停止を解除したときは、当該競争参加資格者に対し遅滞なくそれぞれ様式第1、様式第2、様式第3により通知するものとする。

2 契約担当理事は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が基金の締結した契約業務に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8 契約担当職等は、指名停止の期間中の競争参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ契約担当理事の承認を受けたときはこの限りではない。

2 契約担当理事は、前項の承認をしたときは、理事長に報告するものとする。

(下請等の禁止)

第9 契約担当職等は、指名停止の期間中の競争参加資格者が契約に係る業務の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は当該業務の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止の報告等)

第10 契約担当理事は、第2第1項若しくは第3各項の規定により指名停止を行い、第4第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第6第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第4第7項の規定により指名停止を解除したときは、それぞれ契約担当職等に通知するとともに、理事長に報告するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第 11 契約担当理事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該競争参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

別表

措 置 基 準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 基金の契約に係る一般競争及び指名競争において、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑業務)</p> <p>2 契約担当職等と締結した契約に係る業務(以下「基金契約業務」という。)の実施にあたり、過失により当該業務を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く)。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
<p>3 前号に掲げるもの以外のもの(以下「一般契約業務」という。)の実施にあたり、過失により当該業務を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、基金契約業務の実施にあたり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 基金契約業務の実施にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般契約業務の実施にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた業務関係者事故)</p> <p>7 基金契約業務の実施にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p>
<p>8 一般契約業務の実施にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上2か月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が基金の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>(1)代表役員等(競争参加資格者である個人又は競争参加資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認める</p>	<p>4か月以上12か月以内</p>

<p>べき肩書きを付した役員を含む。)をいう。以下同じ。)</p>	
<p>(2) 一般役員等(競争参加資格者の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所を代表する者で(1)に掲げる者以外の者をいう。以下同じ。)</p>	<p>3か月以上9か月以内</p>
<p>(3) 使用人(競争参加資格者の使用人で(2)に掲げる者以外の者。以下同じ。)</p>	<p>2か月以上6か月以内</p>
<p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>(1) 代表役員等</p>	<p>3か月以上9か月以内</p>
<p>(2) 一般役員等</p>	<p>2か月以上6か月以内</p>
<p>(3) 使用人</p>	<p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p>	
<p>11 一般契約業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第18号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上9か月以内</p>
<p>12 基金契約業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき(第18号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 3か月以上12か月以内</p>
<p>13 他の公共機関の職員が締結した契約に係る業務に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(第18号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>刑事告発を知った日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p>	
<p>14 他の公共機関の職員が締結した契約に係る業務に関し、一般役員等又は使用人(使用人においては区域内の場合に限る。)が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第18号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>15 基金契約業務に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第18号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内</p>
<p>16 他の公共機関の職員が締結した契約に係る業務に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第18号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内</p>
<p>17 基金契約業務に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内</p>

<p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>18 基金契約業務に関し、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当することとなったとき (当該業務に政府調達に関する協定 (平成 7 年 12 月 8 日条約第 23 号) の適用を受けるものが含まれる場合に限る。)。</p> <p>(1) 独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき (競争参加資格者である法人の役員若しくは使用人又は競争参加資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)。</p> <p>(2) 競争参加資格者である法人の役員若しくは使用人又は競争参加資格者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(建設業法違反行為)</p> <p>19 競争参加資格者が建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき (次号に掲げる場合を除く。)。</p> <p>20 基金契約業務に関し、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>21 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>22 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上 36 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2 か月以上 9 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</p>
---	--